

監査の結果（平成 26 年 1 月 31 日，2 月 17 日及び 3 月 5 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は，地方自治法第 199 条の規定に基づき，財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は，実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は，監査委員が監査対象機関へ出向き，提出された監査資料を基に，平成 24 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により，関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い，実施した。

また，書面監査は，提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに，必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については，不適正であることが明らかであり，速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として，また，指摘には至らないが，改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分している。

このほか，指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起，問題提起又は要望する事項などは，「付記」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は，次表のとおり，県の機関が 28 機関，財政的援助団体等が 22 機関である。

(1) 県の機関

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	小瀬川ダム管理事務協議会	平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年 9 月 24 日	書面	5
2	西部総務事務所	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 10 月 18 日， 22 日，23 日，28 日	実地	6
3	東部総務事務所	平成 25 年 10 月 17 日	平成 25 年 10 月 2 日， 4 日	実地	8
4	北部総務事務所	平成 25 年 10 月 24 日	平成 25 年 10 月 9 日， 10 日	実地	9
5	西部県税事務所	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 10 月 18 日， 22 日，23 日，28 日	実地	10
6	東京事務所	平成 25 年 11 月 7 日	平成 25 年 11 月 7 日	実地	12
7	県立総合技術研究所林業技術センター	平成 25 年 10 月 24 日	平成 26 年 10 月 10 日	実地	13
8	東部厚生環境事務所・東部保健所	平成 25 年 10 月 17 日	平成 25 年 10 月 2 日， 4 日	実地	14

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	北部厚生環境事務所・北部保健所	平成 25 年 10 月 24 日	平成 25 年 10 月 10 日	実地	16
10	北部子ども家庭センター	平成 25 年 10 月 24 日	平成 25 年 10 月 10 日	実地	17
11	県立三次看護専門学校	平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年 9 月 20 日	書面	19
12	食肉衛生検査所	平成 25 年 10 月 24 日	平成 25 年 10 月 10 日	実地	21
13	県立広島高等技術専門校	平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年 9 月 3 日	実地	22
14	県立技術短期大学校	平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年 9 月 3 日	実地	24
15	西部農林水産事務所	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 10 月 18 日, 22 日, 28 日	実地	25
16	県立農業技術大学校※	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 12 月 18 日	書面	27
17	西部畜産事務所	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 10 月 18 日	実地	28
18	西部家畜保健衛生所	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 10 月 18 日	実地	29
19	東部建設事務所	平成 25 年 10 月 17 日	平成 25 年 10 月 3 日, 4 日	実地	30
20	北部建設事務所	平成 25 年 10 月 24 日	平成 25 年 10 月 9 日, 10 日	実地	31
21	県立広島病院	平成 26 年 2 月 6 日	平成 26 年 1 月 22 日, 23 日	実地	33

	教育委員会	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
22	福山少年自然の家	平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年 9 月 25 日	書面	35
23	県立廿日市西高等学校※	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 20 日	書面	36
24	県立東高等学校※	平成 26 年 3 月 5 日	平成 25 年 11 月 11 日	書面	38
25	県立戸手高等学校※	平成 26 年 3 月 5 日	平成 25 年 11 月 1 日	書面	42

	警察本部等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
26	音戸警察署	平成 26 年 1 月 31 日	平成 25 年 9 月 12 日	書面	44
27	東広島警察署※	平成 26 年 3 月 5 日	平成 26 年 1 月 31 日	書面	45
28	安芸高田警察署	平成 25 年 9 月 6 日	平成 25 年 9 月 6 日	実地	46

(2) 財政的援助団体

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
29	広島県土地開発公社	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 8 日, 9 日	実地	47
30	広島県道路公社	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 8 日, 9 日	実地	49
31	広島県住宅供給公社	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 8 日, 9 日	実地	51
32	公益財団法人ひろしま産業振興機構	平成 25 年 12 月 20 日	平成 25 年 12 月 2 日, 3 日	実地	53
33	公益財団法人広島県下水道公社	平成 26 年 1 月 8 日	平成 25 年 12 月 12 日	実地	59
34	公益財団法人ひろしま国際センター	平成 26 年 1 月 28 日	平成 26 年 1 月 10 日, 14 日	実地	60
35	社会福祉法人広島県福祉事業団	平成 26 年 1 月 30 日	平成 26 年 1 月 16 日, 17 日	実地	63
36	株式会社ひろしま港湾管理センター	平成 26 年 1 月 10 日	平成 25 年 12 月 17 日, 18 日	実地	66

	出資法人以外の補助団体	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
37	社会福祉法人平成会	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 7 日	書面	70
38	社会福祉法人芸北福祉会	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 20 日	書面	72
39	学校法人法輪学園	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 19 日	書面	73
40	学校法人 A I C J 鷗州学園	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 28 日	書面	74
41	第 26 回全国菓子大博覧会・広島実行委員会	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 10 月 17 日	書面	75
42	広島県高等学校体育連盟	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 8 日	書面	76
43	株式会社エコログ・リサイクル・ジャパン	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 14 日	書面	77
44	安芸北森林組合	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 11 月 26 日	書面	79
45	公益財団法人広島県私立幼稚園連盟	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 12 月 5 日	書面	80
46	広島県農業会議	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 12 月 11 日	書面	82

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
47	株式会社県民の浜蒲刈	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 12 月 4 日	書面	83

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
48	一般財団法人野呂山観光開発公社	平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年 12 月 10 日	書面	84
49	フジタビルメンテナンス株式会社	平成 26 年 3 月 5 日	平成 26 年 1 月 28 日	書面	85
50	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成 26 年 3 月 5 日	平成 26 年 1 月 29 日	書面	86

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

5 委員の除斥

広島県土地開発公社の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、佐々木委員を監査執行に当たり除斥した。

6 監査結果の概要

監査結果の概要は次のとおりである。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 機関の概要

- ・設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき設置
- ・主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川（木野川）の管理の連絡調整
- ・協議会組織 会長及び委員 10人
(会長は関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任)
- ・協議会事務所
所在地 広島市中区基町10番52号（広島県土木局河川課内）
(会長の属する県の事務所内に設置)
職員数 専任職員なし（道路河川管理課及び河川課職員4人が事務に従事）
- ・ダム管理事務所
所在地 廿日市市浅原1030番27
職員数 6人（広島県3人、山口県3人）
- ・小瀬川ダムの概要
種別 多目的ダム（洪水調節、工業用水の供給、発電）
総貯水容量 1,140万 m^3 （有効貯水容量990万 m^3 ）
形式等 重力式コンクリートダム、堤高49m、堤頂長158m

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	11 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	2 課	総務課，経理課
西部総務事務所東広島支所	24 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。適切な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1 人 5,566 円	1 人 5,566 円

イ 請負工事における事務処理について

請負工事における事務処理において，次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

(ア) 請書を徴取していないものがあつた。

工事名	車庫電気自動車充電用コンセント工事
根 拠	広島県契約規則第 2 条第 3 項第 1 号

(イ) 監督員の指定を行っていないものがあった。(3件)

工事名	・賀茂公舎1号館ガス釜取替工事 ・東広島庁舎厨房, 食堂改修工事 ・車庫電気自動車充電用コンセント工事
根拠	建設工事執行規則第19条

(3) 付記

ア 庁舎の有効活用について

昨年度, 地方事務所の庁舎の状況について, 財産管理課により実態調査が行われたところである。今後, この調査結果を活かして, 地域での有効活用の視点から, 空きスペースの集約や貸付など具体的な取組を積極的に進めていただきたい。

イ 緊急時における指揮命令系統の確保について

地域危機管理監(総務事務所(支所)長)は, 管内の危機管理を総括しているが, 地震等事前に予知できない災害が発生した場合においては, 交通遮断により事務所に勤務している職員以外の職員が参集するなど, 指揮命令系統の混乱も想定されるところである。このような場合においても, 地域危機管理監としての機能が果たせるよう, あらかじめ本庁等関係機関とシミュレーションを行うなど対応策等について検討していただきたい。

3 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制 (人数は, 平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	23人	2課	総務課, 経理課
東部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

ア 庁舎の有効活用について

昨年度, 地方事務所の庁舎の状況について, 財産管理課により実態調査が行われたところである。今後, この調査結果を活かして, 地域での有効活用の視点から, 空きスペースの集約や貸付など具体的な取組を積極的に進めていただきたい。

イ 緊急時における指揮命令システムの確保について

地域危機管理監(総務事務所長)は, 管内の危機管理を総括しているが, 福山庁舎に所在する9機関のうち6機関の長は長距離・長時間通勤であり, 地震等事前に予知できない災害が発生した場合においては, 交通遮断により指揮命令システムが確保できない事態も想定される場所である。このような場合においても, 地域危機管理監としての機能が果たせるよう, あらかじめ本庁等関係機関とシミュレーションを行うなど対応策等について検討していただきたい。

4 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は，平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	2課	総務課，経理課
北部総務事務所総務第二課	13人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，監督員の指定をしていなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）

工事名	三次庁舎非常用発電設備ME L G I C更新工事（平成24年度） 三次庁舎第一庁舎外壁補修工事（平成24年度）
根拠	建設工事執行規則第19条

(3) 付記

ア 庁舎の有効活用について

昨年度，地方事務所の庁舎の状況について，財産管理課により実態調査が行われたところである。今後，この調査結果を活かして，地域での有効活用の視点から，空きスペースの集約や貸付など具体的な取組を積極的に進めていただきたい。

イ 緊急時における指揮命令系統の確保について

地域危機管理監（総務事務所長）は，管内の危機管理を総括しているが，幹部職員の中には長距離・長時間通勤者もおり，地震等事前に予知できない災害が発生した場合には，交通遮断により指揮命令系統が確保できない事態も想定されるところである。このような場合においても，地域危機管理監としての機能が果たせるよう，あらかじめ本庁等関係機関とシミュレーションを行うなど対応策等について検討していただきたい。

5 西部県税事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること，滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町10番23号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	145人	7課3班	特別滞納整理第一班，特別滞納整理第二班，個人住民税特別対策班，税務管理課，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	37人	3課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。その額は減少しているものの，法的措置を適切に講じるなど，引き続き，徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部県税事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 11 月]
個人県民税	3,479,457,727 円	3,956,517,350 円
法人県民税	55,163,828 円	101,910,244 円
個人事業税	98,740,066 円	197,042,347 円
法人事業税	248,350,686 円	348,482,092 円
不動産取得税	326,412,423 円	394,277,384 円
ゴルフ場利用税	8,865,000 円	1,701,393 円
軽油引取税	2,694,674 円	15,447,320 円
自動車税	301,444,399 円	388,068,031 円
延滞金	218,584,078 円	388,242,742 円
過少申告加算金	275,041 円	1,204,931 円
不申告加算金	1,544,443 円	2,160,519 円
重加算金	39,956,622 円	138,187,114 円

6 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進
及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 1課（総務課）
- ・ 職員数 15人（平成25年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県行政LAN・WANのネットワークの取扱いについて

広島県行政LAN・WANのネットワークに接続している職員用パソコンについて、東京事務所長が役員を務め、執務スペースの一部を使用させている公益財団法人の職員に、嚴重に管理すべき組織IDとパスワードを教示の上利用させていた。適正な情報管理に努められたい。

根 拠	・ 広島県行政LAN・WAN運用管理要領 第11条, 第14条 ・ 広島県情報セキュリティポリシー 第2章 第5 人的セキュリティ
-----	--

【意 見】

ア 公益財団法人による執務室の使用について

上記の公益財団法人に執務スペースの一部を無償で使用させているが、所長名で使用承諾をしているのみで、転貸借契約は締結されていないため、使用上の根拠が不明確となっている。本庁関係課等と協議の上、適正な手続きを取る必要がある。

イ 契約書への収入印紙の貼付について

平成22年度に実施した監査においても付記したところであるが、ハイヤー供給契約について、平成24年度の契約書においても契約の相手方から県に交付された契約書に、収入印紙が貼付されておらず改善が見られていなかった。契約当事者として、契約の相手方による印紙貼付についても確認を行うなど、適正な事務処理に努めていただきたい。

7 県立総合技術研究所林業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導に関すること
林木育種事業に関すること
林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導に関すること など
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・ 組織体制 2部（技術支援部，林業研究部）
- ・ 職員数 13人（平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	57 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	43 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなど，引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（東部厚生環境事務所・東部保健所）（支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 10 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5 人 1,855,910 円	8 人 2,567,110 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	11 人 3,520,152 円	12 人 3,878,152 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	157 人 53,890,960 円	167 人 52,175,746 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 3,963,743 円	6 人 4,318,177 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	33 人 1,023,968 円	34 人 1,136,023 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1 人 60,047 円	1 人 60,047 円
母子福祉資金に係る戻入金	3 人 441,000 円	3 人 179,000 円
未熟児養育医療費負担金	2 人 30,005 円	3 人 94,965 円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2 人 1,176,627 円	2 人 1,428,581 円

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年10月]
生活保護費に係る戻入金・返還金	12人 5,757,332円	13人 6,285,832円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	15人 2,027,640円	20人 4,993,940円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	24人 7,267,816円	37人 9,725,669円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 72,475円	1人 83,160円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	6人 205,687円	10人 635,585円

(3) 付 記

がん対策の取組の推進について

本県では、「がん対策日本一」を目指し、がん検診の受診率向上に取り組んでおり、平成25年3月に策定された「健康ひろしま21」にがん検診受診率の目標値が掲げられているところであるが、目標を達成するため、地域保健・医療を担う事務所として、市町と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

9 北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 機関の概要

・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

・組織体制（人数は，平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所・北部保健所	41人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの，法的措置を適切に講じるなど，引き続き，徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（北部厚生環境事務所・北部保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考：前回監査時 [平成23年10月]
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	4人 2,202,200円	5人 2,325,200円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	3人 1,687,964円	4人 1,796,997円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37人 10,942,760円	40人 12,732,055円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	12人 842,235円	18人 1,898,480円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 733,334円	3人 944,174円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 178,900円	2人 204,900円

(3) 付 記

がん対策の取組の推進について

本県では，「がん対策日本一」を目指し，がん検診の受診率向上に取り組んでおり，平成25年3月に策定された「健康ひろしま21」にがん検診受診率の目標値が掲げられているところであるが，目標を達成するため，地域保健・医療を担う事務所として，市町と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

10 北部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関すること など
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・ 組織体制 2課（相談援助課，判定指導課）
- ・ 職員数 10人（平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（平成24年度）

ア 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	心身障害※	非行	健全育成	その他	計
190	262	19	73	6	550

※ 保健相談を含む。

イ 児童虐待対応件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト※	性的虐待	心理的虐待	計
50	36	0	37	123

※ ネグレクトとは、遺棄，衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良，極端な不潔，怠慢ないし拒否による病気の発生，学校へ行かせないなど）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの，法的措置を講じるなど，引き続き，徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成21年11月)
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	1人 1,000円	1人 493,000円
児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	14人 1,212,690円	10人 1,661,000円

イ 郵便切手の管理について

郵便切手の使用に際しては，郵便切手受払簿（以下「受払簿」という。）を備え付け，これにより管理することとなっているが，定められた受払簿を備え付けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	郵便切手等の管理について（平成23年11月29日付け 会計管理者通知）
----	-------------------------------------

【意見】

郵便切手の管理の徹底について

郵便切手の管理については、職員による私的流用が行われたことを契機に、「郵便切手等の管理について（平成23年11月29日 会計管理者）」の通知が出され、厳正な管理が呼びかけられたにもかかわらず、上記指摘のとおり必要な対応が図られていなかった。通知の内容を再確認し、適正な事務処理を行う必要がある。

11 県立三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町字敦盛 518 番 1 号
- ・教職員数 33 人 (100 人)
[平成 25 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師及び非常勤嘱託員の合計である。]
- ・学生の状況

課 程	全 日 制										
	第一看護学科				第二看護学科			計			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	計	1	2	3	計
総定員 (人)	60	60	60	180	20	20	40	80	80	60	220
学生数 (人)	63	61	52	176	20	20	40	83	81	52	216
充足率 (%)	105.0	101.7	86.7	97.8	100.0	100.0	100.0	103.8	101.3	86.7	98.2
進 学 就 職	大学・短大	3 人 (6.4%)			1 人 (5.3%)			4 人 (6.1%)			
	専修・各種	0 人 (0.0%)			0 人 (0.0%)			0 人 (0.0%)			
	就 職	42 人 (89.4%)			18 人 (94.7%)			60 人 (90.9%)			
	その他	2 人 (4.2%)			0 人 (0.0%)			2 人 (3.0%)			
退学者 (人)	6 (6) 人				0 人			6 (6) 人			
休学者 (人)	3 人				0 人			3 人			

(注)・「学科・学年」の学生数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

平成 24 年 9 月から複写機を借り受けているが、この物品について備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	物品管理規則第 41 条
-----	--------------

イ 行政財産の使用許可について

学生自治会が学校に設置している印刷機 2 台及び複写機 2 台について、行政財産の使用許可の手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	行政財産使用規則第 3 条
-----	---------------

ウ 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格が 100 万円以上の委託契約を締結する際は、原則として一般競争入札を行うことになっているが、正当な理由もなく随意契約としていた。

(イ) 4 者と個別に契約しているにもかかわらず、予定価格調書が 4 者の合計額で作成されており、契約ごとに作成されていなかった。

(ウ) 契約するに当たり、見積書を徴すべきところ、あらかじめ選定した 4 者から積算金額での受託が可能であるかについて意向確認書を徴し、契約を締結していた。

契約名	広島県三次看護専門学校わかあゆ寮管理業務（平成 24 年度）
根 拠	地方自治法 234 条 広島県契約規則第 31 条，第 32 条

【意 見】

個人を受託者とする委託契約について

「わかあゆ寮管理業務」及び「図書の種類、登録及び整理業務」について、個人と委託契約を締結し業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定など、三次看護専門学校の実質的な指揮命令の下に業務が行われており、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行の在り方について検討する必要がある。

(3) 付 記

学校関係者評価の導入について

学校教育法に基づく専修学校の学校評価制度は、自己評価と学校関係者評価により構成されているが、県立三次看護専門学校では、学校の自己評価は実施されているものの、学校関係者による評価は行われていない。この学校関係者評価は保護者等による評価であり、自己評価の客観性・透明性を高める上で有効であることから、導入について検討していただきたい。

12 食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること
と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること
食鳥検査に関すること
食鳥処理業者の指導及び監督に関すること など
- ・ 所在地 三次市粟屋町 1911 番地 1
- ・ 職員数 8 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主な事業実績 (平成 24 年度)

ア と畜検査頭数 (単位：頭)

牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
1,063	—	—	1	—	1,064

イ 食鳥検査羽数 (単位：羽)

ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	計
3,564,653	—	—	—	3,564,653

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 県立広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 17 人
(平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 5 名，訓練企画担当職員 4 名は技術短期大学校と兼務)
- ・ 職業訓練実施状況（平成 24 年度）

ア 施設内訓練

(単位：人)

訓練科目等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程)	電気設備科	1 年	20	20	18	12	12
	建築インテリア科	1 年	20	15	14	7	7
	板金加工科	1 年	15	13	10	6	4
	小 計		55	48	42	25	23
普通職業訓練 (短期課程)	板金加工科	1 年	5	7	5	5	4
	小 計		5	7	5	5	4
合 計			60	55	47	30	27

(注)・ 就職者数は、修了 2 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

イ 委託訓練

(単位：人)

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
介護福祉士養成科 6 コース	2 年	130	137	118	(106)	—
総務経理ビジネス科等 73 コース	3～6 か月	1,213	2,671	1,149	1,055	596
合 計		1,343	2,808	1,267	1,055	596

(注)・ 就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。(報告基準日未到来の 10 コース分は含まない。)

- ・ 介護福祉士養成科の修了者数は、在籍者数。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

ア 委託訓練の実績確認について

委託訓練は、県が国から委託を受け、民間教育訓練機関において離転職者の職業訓練を実施するものであり、所定の訓練を受けた受講生の人数に基づき委託料が支出されることとなっている。この委託に係る履行確認については、現在委託先が作成する出席簿の確認や定期的な現地確認により行っているが、これをより厳格なものとするため、これまでの取組に加

えて、出席状況の適切な確認方法を検討していただきたい。

イ 評価制度の導入について

県立広島高等技術専門校については、平成 23 年度以降入校者の定員割れが続いている。同校は、職業能力開発促進法に定める職業能力開発校であり、学校教育法のように、自己評価や学校関係者評価の実施を義務付ける法令等の規定がないことから、こうした評価は実施されていないが、学校運営の改善を図り、同校の取組や成果を発信するため、その導入について検討していただきたい。

14 県立技術短期大学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める高度職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，教務課）
- ・ 職員数 21 人
(平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。校長，庶務課職員 5 名，訓練企画担当職員 4 名は広島高等技術専門校と兼務)

・ 職業訓練実施状況（平成 24 年度）

ア 専門課程

(単位：人)

訓練科目等	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	在籍者数	修了者数
生産技術科（1年生）	2年	20	16	12	11	—
制御技術科（1年生）	2年	20	13	12	10	—
合 計		40	29	24	21	—

イ 専門短期訓練（在職者訓練）

(単位：人)

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
生産技術科 (三次元CAD等8講座)	12～24時間	160	70	68	64
制御技術科 (FPGA入門等3講座)	12～18時間	50	16	16	16
合 計		210	86	84	80

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

評価制度の導入について

県立技術短期大学校については，平成 23 年度以降入校者の定員割れが続いている。同校は，職業能力開発促進法に定める職業能力開発短期大学校であり，学校教育法のように，自己評価や学校関係者評価の実施を義務付ける法令等の規定がないことから，こうした評価は実施されていないが，学校運営の改善を図り，同校の取組や成果を発信するため，その導入について検討していただきたい。

15 西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	107 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所呉農林事業所	42 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課
西部農林水産事務所東広島農林事業所	41 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

都市公園の土地使用料の徴収について

都市公園の土地使用料の徴収に当たり，適用する使用料単価を誤り，定められた使用料の額よりも低い金額を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所）

用途	索道（ロープウェー）用鉄塔の敷地（5 か所，合計 172 m ² ）
誤った単価	1 m ² 1 年につき 880 円
正しい単価	同上 950 円
根拠	広島県都市公園条例第 8 条第 2 項 広島県都市公園条例施行規則第 6 条別表

【意見】

工事請負契約における適切な工期設定について

平成 24 年度に発注した次の工事において，当初契約では，年度内に完成することで発注していたが，土木局の通知（「建設工事の工期算定について」（平成 5 年 3 月 24 日土木建築部長通知））に基づく標準工期に当てはめると極めて短い工期を設定しており，結果的に翌年度に繰り越されていた。今年度のテーマ監査（公共工事の完成状況に係る監査）の意見で述べたところ

ろであるが、適切な工期設定を行った上で発注を行う必要がある。(西部農林水産事務所農林事業所)

工事名	単独・海岸保全施設維持補修事業砦地区維持補修工事 (平成 24～25 年度)
日数 (当初契約)	44 日間
標準工期日数	149 日間

16 県立農業技術大学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農業後継者たる青少年，農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する，農業に関する実践的な教育及び研修の実施
- ・ 所在地 庄原市是松町 55 番 1
- ・ 組織体制 2 課（総務課，教務課）
- ・ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 18 人
 - 非常勤職員数 13 人
- ・ 学生の状況（平成 25 年 5 月 1 日現在） （単位：人）

区 分		定 員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1 年	2 年	合 計
園芸課程	野菜・花きコース	80	20	18	38
	落葉果樹コース		5	10	15
畜産課程	肉用牛コース		8	8	16
計		80	33	36	69

（注）定員は 1 学年につき 40 人。専攻コース別の定員は設けていない。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 組織体制 (人数は, 平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
35人	3課	畜産振興課, 防疫課, 病性鑑定課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 職員数 2人(平成25年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 西部畜産事務所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること，道路・河川などの維持管理に関すること，公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成25年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	116人	9課1班	事業調整特別班，管理課，用地第一課，用地第二課，維持課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課
東部建設事務所三原支所	95人	6課1班 1事務所	事業調整特別班，建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，野間川ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの，引き続き，徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（東部建設事務所）（三原支所分を除く。）

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年10月]
道路使用料	2人 573,150円	4人 1,039,600円
河川使用料	2人 215,885円	4人 238,220円
住宅使用料	222人 25,990,700円	250人 33,576,636円
駐車場使用料	125人 2,033,698円	125人 2,522,812円
港湾施設使用料	6人 2,185,327円	9人 10,391,183円

（東部建設事務所三原支所）

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年10月]
公有水面使用料	1人 761,320円	2人 322,900円

20 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6-1	三次市, 庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4-1	

- ・ 組織体制 (人数は, 平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	46 人	5 課 1 班	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課
北部建設事務所庄原支所	45 人	3 課 1 班 1 チーム	事業調整特別班, 管理用地課, 土木課, 庄原ダム建設事業課, 災害復旧チーム

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。引き続き, 徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。(北部建設事務所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 23 年 10 月]
住宅使用料	23 人 1,878,624 円	19 人 2,007,510 円
駐車場使用料	15 人 482,760 円	6 人 263,578 円

イ 車両点検に係る事務処理について

次の車両点検に係る発注事務について, 複数の者から見積書を徴すべきところ, 正当な理由なく 1 者見積りによる随意契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)

業務名	車検及び定期点検 (トラック 641, トラック 720, トラック 1082 に係るもの)
根拠	広島県契約規則第 32 条

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約 (2 件) において, 本来, 完成通知書を県に提出する際にあわせて提出すべき工事写真 (電子媒体) が提出されていないにもかかわらず完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所)

契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 375 号 舗装補修工事その 2 (平成 25 年度) ・砂防指定地内河川 中の村川 通常砂防工事 (公共工事) (平成 24~25 年度)
根 拠	土木工事共通仕様書 (広島県) 第 1 編 1 - 1 - 20

21 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・ 職員数 常勤職員及び再任用職員 1,109人
非常勤職員 263人
(平成25年4月1日現在の人数)
- ・ 診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・ 病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。平成25年4月1日現在)
- ・ 患者数等の状況 (平成24年度)

入院			外来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
220,121人	603人	87.4%	322,701人	1,317人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（過年度分）について

医業収益（診療収入）等において、長期未納（過年度分）となっているものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納（過年度分） [平成25年12月末現在]	参考 前回監査時 [平成23年12月末現在]
医業未収金（個人負担分）	1,095人 122,781,760円	1,415人 139,925,579円
医業外未収金	4人 2,227,257円	4人 2,078,483円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書（業務仕様書）に定める次の書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	経費圧縮に係るコンサルタント業務委託（平成24年度）
提出すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務責任者及び担当者の「氏名、年齢、実務履歴書」の通知 ・ 業務実施報告書

ウ 検査調書の作成について

履行確認の金額が100万円以上の場合において、検査職員は、検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、次の契約について、検査調書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東芝血管撮影装置T S X-101A用X線管球交換 ・ 県立広島病院R R-7（ヒートチラーポンプ）整備工事
根 拠	支出マニュアル II 第3 14（2）（平成25年4月）

（3）付 記

診療科単位等のセグメントの設定について

地方公営企業会計制度については、平成26年度予算及び決算から適用される新たな会計基準でセグメントの設定及び開示が求められ、これに対応する形で広島県病院事業財務規程においては、病院単位でセグメントが設定されたところである。

県立広島病院は、多数の診療科等により組織されており、それらの単位ごとのセグメント情報を作成・開示することは、病院の経営分析を進める上で有用であるとともに、議会や県民に対する説明責任を果たす観点からも重要であることから、診療科単位等のセグメントの設定についても、本庁と協議の上、積極的に検討していただきたい。

22 福山少年自然の家

(1) 機関の概要

- ・主な業務 少年の自然観察，野外活動，集団活動及び少年指導者の研修に関する業務
- ・所在地 福山市金江町藁江 619 番 2 号
- ・職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 5 人
 - 非常勤職員数 2 人
- ・利用状況（平成 24 年度）

利用団体数	延利用者数	延宿泊者数
600 団体	35,147 人	12,222 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における履行確認について

次の委託契約において，委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額とすることになっているが，委託料の確定にあたり裏付けとなる支出証拠書類などを提出させることとなっておらず，履行確認が不十分であった。

また，受託者から提出された委託金収支決算書に，委託業務の対象経費として認められない経費が計上され，それに基づく額の確定が行われていた。改めて精算を行うなど，適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運營業務（平成 24 年度）
根拠	広島県立福山少年自然の家体験活動等企画運營業務委託仕様書 8 及び 11

23 県立廿日市西高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 廿日市市阿品台西 6 - 1
- ・ 教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 67 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		280	280	280	840
生徒数 (人)		279	278	270	827
充足率 (%)		99.6	99.3	96.4	98.5
生徒数のうち留年者		1	0	0	1
退学者 (人)		5 (3)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	193 人 (62.9%)			
	専修・各種	87 人 (28.3%)			
	就 職	22 人 (7.2%)			
	その他	5 人 (1.6%)			

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

借受物品について、次のとおり備品出納簿による記録管理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 輪転謄写機 3 台について、借受期間の満了による返還及び新規の借受を記録していなかった。

(イ) 複写機 2 台について、借受期間の延長を記録していなかった。

根 拠	物品管理規則第 41 条
-----	--------------

イ 行政財産の使用許可について

P T A が学校に設置している複写機について、設置場所に係る行政財産の使用許可の手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 21 条第 1 項
-----	-----------------------------

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、工事の完成検査の結果を請負人に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	・広島県立廿日市西高等学校高圧受電設備改修工事（平成 24 年度） ・広島県立廿日市西高等学校管理棟階段長尺シート貼替工事（平成 24 年度）
根拠	建設工事執行規則第 41 条第 2 項

【意見】

庁舎の修繕に係る支出科目について

広島県立廿日市西高等学校体育館照明ランプ取替委託業務（平成 24 年度）において、その業務内容は建物の小修繕であることから、その支出科目は需用費が適当と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従って予算執行に努める必要がある。

24 県立東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市木之庄町六丁目 11 番 2 号
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 18 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人
- ・生徒の状況

課 程		通信制・単位制				
学科・学年等		普通科				
		1	2	3	4	計
総定員 (人)		300	300	300	300	1,200
生徒数 (人)		306	258	157	70	791
充足率 (%)		102.0	86.0	52.3	23.3	65.9
退学者 (人)		16 (0)				
休学者 (人)		0				
進 学 就 職	大学・短大	4 人 (7.8%)				
	専修・各種	6 人 (11.8%)				
	就 職	15 人 (29.9%)				
	その他	26 人 (51.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 25 年 11 月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 22 年 5 月]
修学奨励費貸付金 返還金	3 人 182,000 円	0 人 0 円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 次の委託契約において、処理する廃棄物の予定数量を記載した別紙が契約書に添付されることとなっているが、添付されていなかった。

契約名	広島県立東高等学校一般廃棄物処理業務（平成 24～25 年度）
-----	---------------------------------

(イ) 次の委託契約において、受託者から提出を受けるべき次の書類について、提出を受けていなかった。

契約名	受託者から提出を受けるべき書類
広島県立東高等学校一般廃棄物処理業務（平成 24～25 年度）	業務責任者について、受注者との雇用関係を証明する書類
広島県立東高等学校電気設備保安管理業務（平成 24～25 年度）	電気管理技術者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が確認できる書類

ウ 物品購入における事務処理について

平成 24 年度の物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 学校で保管されている納品書や請求書に日付が記載されていないものが見受けられたため、この点について物品納入業者への関係人調査により確認したところ、日常的に空白で提出しているとの回答があった。

また、納入業者と学校が同一の内容の請求書を保管しているにもかかわらず、両者で異なる日付が記入されており、学校で日付を記入していたと思われるものがあった。

根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・物品検査の厳格化について（平成 22 年 3 月 25 日付け会計管理者通知） ・支出マニュアルⅡ・第 7 1（2）（平成 25 年 4 月）
----	---

(イ) 学校で保管されている請求書の日付が、納入業者の帳簿等と大きく相違し、納入業者の帳簿等の請求日によると、法律に基づく支払期限である請求日から 15 日以内に対価が支払われていないものがあった。

主な品目	支出額 (円)	請求書の日付		支払日
		学校保管	納入業者	
教育雑誌	6,347	H25. 1. 24	H24. 12. 2	H25. 1. 30
教育雑誌	3,337		H25. 1. 12	
教育雑誌	1,377	H24. 5. 2	H24. 4. 19	H24. 5. 10
教育雑誌	835	H24. 12. 10	H24. 10. 22	H24. 12. 17
教育雑誌	835	H25. 1. 28	H24. 11. 17	H25. 2. 1
教育雑誌	835	H25. 2. 19	H24. 12. 18	H25. 2. 25
教育雑誌	835	H25. 2. 19	H25. 1. 18	H25. 2. 25

※ 物品納入業者への関係人調査の結果判明したもの

根拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条及び第 14 条
----	----------------------------------

(ウ) 規則等で定められた手続を行うことなく事前に物品を発注し、当該物品の納品が行われてから、事後に契約手続が行われていたものがあった。また、その一部については、複数回にわたって納品された物品を、事後に一括して発注・納品したとして事務処理が行われていた。

品名	納入業者の書類による納品(売上)日	学校の電算処理上の契約日	学校の電算処理上の納品日	支出額(円)
教育雑誌	H24. 11. 2	H25. 1. 9	H25. 1. 24	9,684
教育雑誌	H24. 11. 10			
教育雑誌	H24. 11. 15			
教育雑誌	H24. 11. 22			
教育雑誌	H24. 12. 15			
教育雑誌	H24. 12. 21			
教育雑誌	H25. 3. 5	H25. 3. 14	H25. 3. 21	3,589
教育雑誌	H25. 3. 11			
教育雑誌	H25. 3. 13			
教育雑誌	H24. 4. 19	H24. 4. 25	H24. 5. 2	1,377
教育雑誌	H24. 10. 19	H24. 11. 12	H24. 11. 19	835
教育雑誌	H24. 12. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	835
教育雑誌	H25. 1. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	835
文房具	H24. 8. 22	H24. 9. 11	H24. 9. 27	33,810
教育法規	H24. 9. 28	H24. 10. 31	H24. 10. 31	14,400
消耗品ほか	H24. 6. 29	H24. 7. 12	H24. 7. 23	4,858
医薬品ほか	H24. 10. 9	H24. 10. 24	H24. 10. 31	11,605
医薬品ほか	H24. 11. 5	H24. 11. 8	H24. 11. 12	6,089
消耗品	H24. 11. 6		H24. 11. 12	1,565
文房具ほか	H24. 8. 31	H24. 10. 24	H24. 10. 31	70,434
鉢ほか	H24. 9. 29			
文房具ほか	H25. 1. 19	H25. 2. 4	H25. 2. 15	79,987
文房具	H25. 1. 20	H25. 1. 23	H25. 1. 25	7,000
書籍	H24. 8. 30	H24. 12. 10	H25. 1. 8	1,975
書籍	H24. 9. 27			2,611
書籍	H24. 10. 4			1,197
書籍	H24. 11. 1			2,871
書籍	H24. 11. 8			2,493

※ 物品納入業者への関係人調査の結果判明したもの

根拠	広島県物品管理規則第10条 地方自治法第232条の3
----	-------------------------------

【意見】

物品購入における事務処理の厳正化について

平成24年度の物品購入における事務処理については、上記指摘事項ウで指摘のとおり、多くの不適正な事務処理が見受けられたところである。

関係規則や法令等に基づいた事務の執行に努め、納入業者に対して請求書等の日付の記入を徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うなど、物品購入における事務処理を厳正に行う必要がある。

(3) 付記

債権管理に対する取組の強化について

修学奨励費貸付金返還金の徴収に当たり、現在、学校では十分な徴収の取組が行われておらず、今後も滞納繰越額が増加することが見込まれるため、関係教職員による修学奨励金返還金未納解消検討委員会の設置など、学校全体で債権管理の取組を強化していただきたい。

25 県立戸手高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市新市町相方 200 番地
- ・教職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 59 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 21 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学 科 ・ 学 年 等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		240	238	228	706
充足率 (%)		100.0	99.2	95.0	98.1
退学者 (人)		8 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	64 人 (27.7%)			
	専修・各種	117 人 (50.6%)			
	就 職	48 人 (20.8%)			
	その他	2 人 (0.9%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 25 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 24 年度 (平成 25 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き、徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 25 年 11 月現在]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 21 年 6 月]
高等学校使用料 (授業料)	1 人 27,000 円	2 人 163,400 円

イ 備品の管理について

次の備品について、備品出納簿により記録管理されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

名 称	テントほか5点
根 拠	広島県物品管理規則第41条

ウ 普通財産の貸付の更新に係る事務処理について

次の普通財産の貸付の更新に係る事務処理において、不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

貸付財産の明細	新市公舎内の電柱敷地（コンクリート柱3本・支線1本）
貸 付 期 間	平成23年4月1日から平成33年3月31日まで

(ア) 貸付期間が満了する日の1月前までに借受期間更新願を提出させる必要があるにもかかわらず、貸付期間の初日に提出を受けていた。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第37条及び第46条
-----	----------------------------

(イ) 普通財産の貸付の更新時に借受期間更新願の様式で申請を提出させる必要があるにもかかわらず、行政財産の使用期間許可更新申請書の様式で提出された書類を受理していた。

根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則第2条に基づく別記様式第24号
-----	-------------------------------------

(ウ) 電柱の設置については、貸付期間が3年間以下のものに限って教育長から学校長に対し、貸付に係る事務が委任されているにもかかわらず、当該期間を超えて貸付期間の更新を行っていた。

根 拠	県立学校長に対する事務委任規程第2条
-----	--------------------

エ 物品購入等における事務処理について

平成25年度の次の物品購入等にあたり、納入業者から納品書の日付が空白のまま受理しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい

主な品目	数 量	金 額
事務服 1枚	1式	9,589円
事務服 1枚		
事務服 3式		
体育用品 3個	1式	42,471円
体育用品 5個		
体育用品 10個		
楽器修理	1式	7,350円

根 拠	・物品検査の厳格化について（平成22年3月25日付け会計管理者通知）
-----	------------------------------------

26 音戸警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 呉市音戸町南隠渡一丁目 11 番 48 号
- ・ 所管区域 呉市音戸町及び倉橋町
- ・ 管内面積 73.17 km²
- ・ 管内人口 19,108 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ・ 組織体制 5 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 28 人
 - 非常勤職員数 6 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 東広島警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 東広島市西条昭和町4番11号
- ・ 所管区域 東広島市
- ・ 管内面積 635.32 km²
- ・ 管内人口 183,788人（平成25年12月31日現在）
- ・ 組織体制 8課（警務課，会計課，生活安全課，刑事第一課，刑事第二課，地域課，交通課，警備課），9交番，7駐在所
- ・ 職員数 194人（平成25年4月1日現在）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約における事務処理において，契約に基づき，業務の実施前に提出すべき業務計画書が，業務開始から半年後に提出されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	東広島警察署昇降機保守点検業務委託(平成24, 25年度)
-----	-------------------------------

28 安芸高田警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸高田市吉田町吉田 1204 番 2 号
- ・所管区域 安芸高田市
- ・管内面積 537.79 km²
- ・管内人口 30,875 人（平成 24 年 12 月 31 日現在）
- ・組織体制 5 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 51 人
 - 非常勤職員数 8 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

29 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 住 所 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 抹香 尊文
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（平成 25 年 11 月 30 日現在）
 役員 12 人（うち常勤 3 人）
 職員 13 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 24 年度
事業収益 A	636,897
事業原価 B	605,707
販売費及び一般管理費 C	75,420
事業利益 D (A - B - C)	△44,230
事業外収益 E	219,679
事業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	175,449
特別利益 H	0
特別損失 I	0
当期純損益 J (G + H - I)	175,449
資産合計 K (L + M)	25,639,495
負債合計 L	6,077,354
正味財産 M	19,562,141
（うち基本金）	30,000
（うち準備金）	19,532,141

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資

（イ）用地先行取得資金貸付金（所管課 土木局空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,532,676,933 円

- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

(ウ) 債務保証 (所管課 土木局道路河川管理課, 都市計画課)

・ 債務保証残高 1,194,290,156 円

・ 保証の対象 公有地先行取得の用地費及び補償費等に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

公社の今後の在り方について

前回の監査結果において、多額の準備金の有効活用を含め、公社の在り方について、県と協議の上、検討していただきたい旨を付記した。公社では、これを受け、公有地先行取得事業の必要性などについて県へ提言されるなどの取組を行っているが、公社の事業は県全体の土地事業に関わる問題であり、関係部局との連携を図りながら、引き続き検討を進めていただきたい。

30 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 理事長 抹香 尊文
- ・ 設立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員 役員 8 人（うち常勤 4 人） 職員 24 人（非常勤職員を含む。）
（平成 25 年 11 月 30 日現在）
- ・ 主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 24 年度
総収益 A	1,494,007
総費用 B	1,494,007
当期利益 C (A - B)	0
資産合計 D (E + F)	25,779,474
負債合計 E	19,454,474
（うち、特別法上引当金等）	16,166,793
資本合計 F	6,325,000
（うち、基本金）	6,325,000
（うち、利益剰余金）	0

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金（毎年の道路事業収支差益の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入×100/105×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 6,325,000,000 円を全額出資（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（所管課 土木局道路河川管理課）

(イ) 債務保証

（所管課 土木局道路河川管理課）

・ 債務保証残高 3,193,897,223 円（平成 25 年 3 月 31 日現在）

・ 保証の対象 国、地方公共団体金融機構からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

31 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅及びその用途に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 理事長 抹香 尊文
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 28 日
- ・ 役職員 役員 11 人（うち常勤 4 人） 職員 33 人（非常勤職員を含む。）
（平成 25 年 11 月 30 日現在）
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡
宅地の造成、賃貸、管理及び譲渡
独立行政法人都市再生機構住宅の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営状況

（単位：千円）

区 分	平成 24 年度
総収益 A	1,851,959
総費用 B	1,809,614
当期利益 C (A - B)	42,345
資産合計 D (E + F)	21,732,700
負債合計 E	13,987,697
正味財産 F	7,745,003
(うち、資本金)	10,000
(うち、当期正味財産増減額)	42,345

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円 (83%) を出資 (平成 26 年 1 月 24 日現在)
(所管課 土木局住宅課)

(イ) 広島県特定優良賃貸住宅制度補助金 (利子補給)

(所管課 土木局住宅課)

- ・ 補助額 1,027,000 円
- ・ 交付の目的 中堅所得者世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進
- ・ 補助対象経費 住宅金融公庫からの融資残高に対する利子

(ウ) 公社賃貸住宅建設事業貸付金

(所管課 土木局住宅課)

- ・ 貸付金残高 86,789,121 円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
- ・ 貸付の目的 優良な賃貸住宅の建設促進
- ・ 貸付の対象 当公社が建設する賃貸住宅に係る事業資金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未収について

賃貸住宅家賃等において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
	一般賃貸住宅管理事業未収金	3 人
賃貸施設等管理事業未収金	10 人	5,071,935 円
長期積立分譲住宅管理事業未収金	1 人	44,506 円

(3) 付 記

ア グリューネン入野の販売計画及び販売促進について

グリューネン入野の分譲については、中長期財務収支計画において、平成 30 年度に全区画の販売完了（平成 24 年度末の残区画数：471）を目標に掲げている。しかしながら、平成 25 年度の販売実績は、計画の 60 区画を大きく下回る見込みとなっている。こうした状況を踏まえ、的確な情勢分析を行い、販売計画をより適切なものに改めるとともに、既に取り組みされている民間住宅メーカーの活用などを強化し、販売促進に努めていただきたい。

イ ケア付き高齢者住宅「サニーコート広島」の入居促進について

ケア付き高齢者住宅「サニーコート広島」については、入居率が平成 20 年度の 95.7%をピークに年々減少してきており、平成 24 年度末では 83.3%まで落ち込んでいる。このため同年度の事業利益も約 1,500 万円の赤字を計上しているところである。

経営改善を図るためには、安定的な家賃収入等の確保が不可欠であり、今年度から実施している入居年齢区分の改正に加え、認知度を高めるための広報活動を強化するなど、入居率の一層の向上に努めていただきたい。

32 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官協同体制により，中小企業等の新たな事業活動への取組，経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより，新たな産業の創出や県内企業の高付加価値化等活性化を図り，もって地域経済の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・理事長 深山英樹
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員23人（うち常勤7人） 職員87人（7人は役員兼務，非常勤職員を含む。）
（平成25年10月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，高度技術産業への展開を促す研究開発の推進，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成24年度
経常収益 A	1,660,551
経常費用 B	1,689,576
当期経常増減額 C (A - B)	△29,025
経常外収益 D	18,356
経常外費用 E	66,556
当期経常外増減額 F (D - E)	△48,200
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△77,225
当期指定正味財産増減額 H	△26,717
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	△103,942
資産合計 J (K + N)	10,596,397
負債合計 K	3,891,705
指定正味財産 L	5,506,554
（うち，基本財産充当額）	（126,200）
一般正味財産 M	1,198,138
正味財産合計 N	6,704,692

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産126,200,000円のうち66,000,000円（52.3%）を出捐（平成25年12月2日現在）

（所管課 商工労働局商工労働総務課）

(イ) 公の施設の指定管理者

施設名 広島県産業科学技術研究所

・指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 635,935,000 円

・所管課 商工労働局産業政策課

・研究内容 (平成 24 年度)

科学技術振興基金によるプロジェクト研究, 科学技術促進事業, 応用研究
支援事業, 低酸素化技術の研究開発推進事業

(ウ) 補助金・負担金 (合計 291,842,685 円 総事業費 333,911,948 円 補助・負担金対
象経費 320,832,068 円)

内訳は, 別紙のとおり

(エ) 貸付金 (貸付金残高合計 3,057,915,000 円 (平成 25 年 3 月 31 日現在))

内訳は, 別紙のとおり

(オ) 損失補償

平成 24 年度広島県設備貸与事業損失補償

(所管課 商工労働局 経営革新課)

・損失補償限度額 40,000,000 円 (平成 24 年度貸与の貸与料に係る損失補償)

・内容 設備貸与事業により損失が生じた場合の補償

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの, 引き続き, 徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。(法人本部)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 25 年 12 月現在]	参 考 前回監査時 [平成 24 年 1 月]
設備貸与に係る貸付金	10 人 61,299,518 円	11 人 76,104,368 円

イ 現金の管理等について

現金の管理について, 職員調査日現在の残高と出納簿の現在高が一致しなかつた。

現金の収受に当たっては, 複数者による確認を行うなど, 適正な事務処理に努められたい。(法人本部)

○平成 24 年度 補助金・負担金状況

(合計 291,842,685 円 総事業費 333,911,948 円 補助・負担金対象経費 320,832,068 円)

(単位：円)

	補助金名	所管課	総事業費	対象経費	補助額	交付目的	対象経費
①	広島県中小・ベンチャー企業成長支援事業費補助金	産業政策課	69,015,649	57,130,617	57,130,617	中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化（新事業展開，経営革新等）の支援	地域中小企業支援センター等支援人材配置（コーディネーター謝金や旅費），支援体制整備円滑化等事業（マネージャー等謝金や旅費），専門家派遣事業（謝金や旅費等），窓口相談事業（相談員の謝金等），ベンチャーマーケット開拓促進事業（販売戦略塾開催，専門見本市出展小間料の負担金等経費）を実施するための経費
②	広島県中小・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	産業政策課	25,971,492	25,371,000	25,371,000	広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成	広島県中小企業ベンチャー総合支援センターを管理運営するため，県が派遣した職員等の給与，諸手当及び運営費等
③	中小企業イノベーション促進支援事業費補助金	産業政策課	26,882,700	26,437,000	26,437,000	中小企業の新事業化・市場化について集中支援	ナビゲーター等配置（謝金等），支援体制整備（職員の旅費等），チーム型支援（専門家の謝金や旅費，セミナー等開催のための経費等）を実施するための経費

	補助金名	所管課	総事業費	対象経費	補助額	交付目的	対象経費
④	下請企業振興事業補助金補助金	産業政策課	35,275,151	35,275,151	35,275,151	下請中小企業に対する取引先開拓の支援	取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費）、中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金、旅費、資料等作成、通信費、会議費等）などに要する経費
⑤	広島県設備資金貸付事業事務経費補助金	経営革新課	26,328,462	26,328,462	26,328,462	小規模企業者等に対する設備導入の支援	小規模企業者等設備導入資金助成事業に要する人件費及び書類作成費、会議費、旅費、通信費、取立諸費、公課費などの事務費
⑥	地域共同研究プロジェクト推進事業補助金	産業政策課	46,206,589	46,206,589	45,668,000	産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援	当該事業に従事する職員給与費、資料作成費及び事務室使用料等の経費
⑦	広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金	経営革新課	4,026,475	3,877,819	3,877,819	中小企業 大学校広島校への運営協力	本財団から派遣した職員の職員給与、諸手当等

(単位：円)

	補助金名	所管課	総事業費	対象経費	補助額	交付目的	対象経費
⑧	国際経済交流支援負担金	海外ビジネス課	39,701,794	39,701,794	11,251,000	県内企業に対する国際ビジネスの支援	海外事務所等の運営及び国際ビジネスマッチングの促進等、本財団が実施する国際経済交流支援事業に要する経費への負担金
⑨	医療関連産業クラスター形成事業費補助金	医工連携推進プロジェクトチーム	34,596,757	34,596,757	34,596,757	医療関連産業クラスターの形成の支援に要する経費に対する支援	当該事業に従事する職員給与費、セミナー開催経費、専門家派遣委託費等の経費
⑩	自動車関連産業クラスター支援事業費補助金	次世代産業課	23,126,568	23,126,568	23,126,568	県内のカーエレクトロニクス関連産業の振興支援	コーディネーター等の人件費、企業・市場調査に必要な旅費、その他需用費等の経費
⑪	ベンチマーキング支援事業補助金	次世代産業課	2,780,311	2,780,311	2,780,311	市販自動車の分解を通じた自動車部品品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援	ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費、分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費
合 計			333,911,948	320,832,068	291,842,685		

○平成 24 年度 貸付金状況

(貸付金残高 3,057,915,000 円 (平成 25 年 3 月 31 日現在))

(単位:円)

	貸付金	所管課	貸付金残高	貸付の目的	貸付の対象
①	広島県新事業創出チャレンジ企業支援事業資金	産業政策課	1,500,000,000	元気な中小企業等へ成長段階に応じた支援を行うことで、事業化実現や市場性の高い商品・サービスの創出を支援する	ひろしまチャレンジ基金の造成
②	地域産業創造基盤整備事業資金	産業政策課	9,818,000	インキュベーション施設(広島企業化センター)を運営し、入居者の企業化等を支援する	広島起業化センターの建設資金
③	広島県小規模企業等設備導入資金(設備資金貸付事業)	経営革新課	1,101,923,000	創造又は経営基盤の強化を図るため、小規模企業者を対象に必要な設備の導入のための資金の貸付けを行う	設備導入を図る小規模企業への貸付原資
④	広島県小規模企業等設備導入資金(設備貸与事業)	経営革新課	446,174,000	創造又は経営基盤の強化を図るため、小規模企業者に代わって当財団が機械設備販売業者から必要な設備を購入し、その設備を当該企業者に長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを行う	設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資
	合計		3,057,915,000		

33 公益財団法人 広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 理事長 中村 博
- ・ 設 立 昭和56年8月1日
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人） 職員34人（うち県派遣職員10人）
（平成25年4月1日現在）
- ・ 主な事業 流域下水道の処理施設の運転管理業務の受託、下水道技術者の養成、下水道技術の調査・研究、下水道知識の普及・啓発

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分		平成24年度
経常収益	A	2,869,694
経常費用	B	2,874,187
当期経常増減額	C (A - B)	△4,493
経常外収益	D	—
経常外費用	E	32
当期経常外増減額	F (D - E)	△32
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	△4,525
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	△4,525
資産合計	J (K + N)	459,853
負債合計	K	375,371
指定正味財産	L	79,000
（うち、基本財産充当額）		79,000
一般正味財産	M	5,481
正味財産合計	N	84,481

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（平成25年4月1日現在）
（所管課 土木局下水道公園課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

34 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 住 所 交流部：広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
研修部：東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・ 代表者 会 長 永野 正雄
- ・ 設 立 平成元年1月11日
- ・ 役職員（平成25年11月30日現在）
役員 20人（うち常勤2人）
職員 52人（非常勤職員を含む）
- ・ 主な事業 多文化共生社会支援事業，平和貢献推進・国際人材育成事業，留学生支援事業，国際協力研修事業，地域の国際化推進事業，ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成24年度
経常収益 A	418,497
経常費用 B	416,615
当期経常増減額 C (A - B)	1,882
経常外収益 D	484
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	484
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	2,366
当期指定正味財産増減額 H	△428
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	1,938
資産合計 J (K + N)	1,202,120
負債合計 K	33,930
指定正味財産 L	1,002,750
(うち基本財産充当額)	(997,726)
一般正味財産 M	165,440
(うち基本財産充当額)	(2,274)
正味財産合計 N	1,168,190

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (平成 26 年 1 月 28 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 840,890,000 円
(うち、平成 24 年度管理費用 160,402,000 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
平成 24 年度	1,156 日	13,774 人泊	5,085 人

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は 73 室 (JICA 中国国際センターを除く。)の利用状況である。

(ウ) 平成 24 年度財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 29,750,446 円 (事業費 29,750,446 円, 補助対象経費 29,750,446 円)
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設の確保及び財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費, 嘱託員給与費

(エ) 平成 24 年度留学生編集リーフレット作成支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 1,319,358 円 (事業費 1,319,358 円, 補助対象経費 1,319,358 円)
- ・交付の目的 国内外に向けて県内大学や広島県等を効果的に PR する。
- ・補助対象経費 留学生の編集によるリーフレット (5 言語) の作成費用 (謝金, 印刷製本費等)

(オ) 平成 24 年度広島県留学生生活躍支援センター広報強化・民間宿舎確保支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 3,248,943 円 (事業費 3,248,943 円, 補助対象経費 3,248,943 円)
- ・交付の目的 海外に在住する日本留学希望者に対し、本県への留学増加につながる具体的な大学等の入試情報等を提供するための広報強化を行うとともに、留学生が民間宿舎への入居を円滑に行うことができるよう、創設された住宅保証事業の運営体制を強化する。
- ・補助対象経費 広報強化・民間宿舎確保支援に係る嘱託員人件費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の契約において、指名競争で契約を行うこととしていたにもかかわらず、十分なチェックが行われることなく、随意契約により契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	平成 24 年度就職活動個別コンサルタント業務〈平成 24 年度新規事業〉
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第 28 条

イ 財務諸表の注記について

平成 24 年度決算における貸借対照表中の償還差額積立預金の前年度の金額が、「財務諸表に対する注記」の前期末残高の金額と異なっていた。公益法人会計基準に基づき注記を適切に記載するなど、適正な事務処理に努められたい。

35 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3 番地
- ・ 理事長 黒瀬 靖郎
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 10 人 職員 599 人
(平成 25 年 12 月 1 日現在。非常勤を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	平成 24 年度
総収入	7, 132, 776
当期支出合計	5, 515, 640
次期繰越収支差額	1, 617, 136
資産合計	3, 747, 689
負債合計	1, 854, 772
正味財産	1, 892, 917
(うち基本財産)	10, 000
(うち当期正味財産増減額)	13, 404

※総収入は、当期収入額、前期繰越収支差額の計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10, 000, 000 円の全額を出資 (平成 26 年 1 月 16 日現在)
(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金

平成 24 年度広島県新人看護職員研修事業費補助金
(所管課 健康福祉局医務課)

- ・ 交付額 350, 000 円
- ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止を図る
- ・ 補助対象経費 新人看護職員研修経費

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 指定管理施設

施設名	定員等（平成 24 年度）	平成 24 年度 管理費用等
広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		
医療センター（病院）	入院 160 床（うち休床 40 床）	(管理費用) 159,091,000 円 (手数料等相当額) 22,313,730 円
若草園（肢体不自由児施設）	入所 62 人 通所 10 人	
若草療育園（重症心身障害児施設）	入所 53 人	
あけぼの（障害者支援施設）	入所 70 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	—	
広島県立福山若草園（福山市津之郷町）		
福山若草育成園（肢体不自由児通園施設）	通所 20 人	(手数料等相当額) 1,757,064 円
福山若草療育園（重症心身障害児施設）	入所 49 人	
広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町）		
松陽寮（障害者支援施設）	入所 148 人 日中 174 人	(手数料等相当額) 3,359,658 円
わかば療育園（重症心身障害児施設）	入所 55 人	

b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（平成 24 年度）※監査対象機関のみ記載

広島県立障害者リハビリテーションセンター

【医療センター】

入院（稼働 120 床）		外来	
1 日平均	延人数	1 日平均	延人数
101 人	36,849 人	179 人	47,401 人

【あけぼの】

入所（定員 70 人）	通所（定員 10 人）
64 人	10 人

（人数は月平均契約者数）

【スポーツ交流センター】

区分		1 日平均	年間利用者 数
スポーツ施設	プール	112 人	32,918 人
	アリーナ	73 人	21,513 人
	卓球室	18 人	5,242 人
	トレーニング室	51 人	14,925 人
文化施設	バリアフリーモデルルーム	34 人	10,092 人
	会議室	19 人	5,638 人
	調理実習室	11 人	3,321 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収（過年度分）について

医業収入（診療収入）等において、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（本部事務局）

（診療収入利用者負担金）

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	若草園	5人	96,391円
福山若草園	福山若草療育園	2人	393,758円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	16,000円

（支援費利用者負担金）

施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]	
障害者リハビリテーションセンター	若草園	7人	225,784円
福山若草園	福山若草療育園	2人	710,800円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	195,300円

イ 委託契約における事務処理について

建物設備等保守管理委託契約について、再委託を禁止しているにもかかわらず、再委託を行わせていた。契約において、受託者が契約の一部を再委託する際の承認について定めるなど、適正な事務処理に努められたい。

根拠	建物設備等保守管理委託契約書第7条
----	-------------------

ウ 会計帳簿に係る事務処理について

次の契約の支払について、発注・契約決裁書の契約金額と総勘定元帳の額が異なっていた。これは、12か月点検に係る経費を誤って超過して支払い、その差額について後に契約した3か月点検の経費で相殺したことによるものである。会計の基本原則に則り、適切な事務処理に努められたい。（平成24年度 スポーツ交流センター）

契約名	送迎バスの12か月点検に係る契約 送迎バスの3か月点検に係る契約
根拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第9条

36 株式会社 ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営，港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理，舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 内田 隆
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (平成 25 年 10 月 31 日現在)
役員 15 人 (うち常勤 6 人)
職員 32 人 (うち県派遣職員 3 人)
- ・ 主な事業 港湾施設，漁港施設，マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度
売上高 A	1,197,220
売上原価 B	1,041,419
販売費及び一般管理費 C	151,673
営業利益 D (A - B - C)	4,128
営業外収益 E	6,714
営業外費用 F	27,668
経常利益 G (D + E - F)	△16,825
特別利益 H	0
特別損失 (固定資産除却損) I	△7,425
税引前当期純利益 J (G + H - I)	△24,250
当期純利益	△40,486
資産合計 K (L + M)	3,459,933
負債合計 L	2,358,933
純資産合計 M	1,101,000
(資本金)	(1,000,000)
(利益剰余金)	(101,000)

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資
(所管課 土木局港湾振興課)

(イ) 広島県特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金を貸付
(所管課 土木局港湾振興課)

- ・貸付残高 49,440,000 円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
- ・貸付の目的 マリーナふ頭の整備

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 4,071,220,000 円
(うち, 平成 24 年度管理費用 758,210,000 円)
- ・所管課 土木局港湾振興課
- ・利用状況

区 分	請求件数 (件)
入港	6,750
係留	8,971
荷役機械	187
荷捌地	1,197
上屋	762
野積場	1,464
水面貯木場	99
給水	933
港湾施設用地	77
P B S (プレジャーホートスポット)	736
港湾環境施設	33
港湾管理施設	112
駐車場	122,632
旅客施設	1
目的外	1,101
その他	1
合 計	145,056

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木局港湾振興課

・利用状況（平成25年3月末時点）

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	255	48	18.8
陸上保管	112	77	68.8
ディングー（陸上）	210	144	68.6
合 計	577	269	46.6
ビジター （平成24年度利用実績）	—	252	—

注）ディングーは，ジュニア用を除く。

c 施設名 五日市漁港フィッシャリーナ

・指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日

・指定期間に係る管理費用の上限額 338,265,000円

（うち，平成24年度管理費用62,561,107円）

・所管課 土木局港湾漁港整備課（平成24年度までは農林水産局水産課）

・利用状況（平成25年3月末時点）

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	536	139	24.4
陸上保管	167	97	57.5
合 計	703	236	32.3
ビジター （平成24年度利用実績）	—	77	—

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）再委託の承認について

次の委託契約において，契約書に定める再委託の承認を行っていないものがあった。

契約名	特定重要港湾広島港公園駐車場管理業務（平成23・24年度） 国際拠点港湾広島港外浮棧橋杭付着物撤去業務（平成24年度）
-----	--

（イ）出来形等に係る事務処理について

a 出来形検査の結果について，会社の規程に定められている請負人に対する通知が行われていなかった。

b 年度末の部分払において，契約書では出来形部分に相応する委託料の10分の9を支払額の上限としているが，上限を超えた金額を支払っていた。

契約名	特定重要港湾広島港航路標識灯保守点検業務（平成23・24年度） 特定重要港湾広島港公園駐車場管理業務（平成23・24年度）
-----	--

イ 建設リサイクル法に係る事務処理について

次の工事について、「請負契約の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第10条第1項の届出において、同法では発注者を届出者とすべきところ、委任状により受注者を届出者としていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾広島港出島地区C F S新築工事（平成24年度）
-----	--------------------------------

ウ 工事請負契約における契約保証について

㈱ひろしま港湾管理センター建設工事等執行規程第9条では、社長が必要ないと認めるときを除き、契約の相手方に対し、契約の履行に関する保証を付けさせなければならないとされているが、ほとんどの工事請負契約において、その理由を整理しないまま契約の履行に関する保証を付けさせていなかった。県に準じて、契約保証を免除する場合についての要件を明確にするなど適切な運用に努められたい。

（3）付 記

工事請負契約における低入札価格調査に係る規定の整備について

平成24年度に一般競争入札が実施された「国際拠点港湾広島港出島地区C F S新築工事」契約においては、県の要綱等に準じ、低入札価格調査が実施された。当該入札公告においては、県に準じ低入札価格調査を実施することが記載されていたが、入札における透明性・公正性を確保するため、会社の建設工事等執行規程に低入札価格調査に関する条項を追加することを検討していただきたい。

37 社会福祉法人 平成会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 障害者支援施設の設置経営
- ・所在地 東広島市高屋町小谷 5001 番地 5
- ・理事長 赤坂 秀則
- ・設立 平成元年 3 月 31 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 24 年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管課 健康福祉局障害者支援課)

- ・補助額 167,580,000 円 (総事業費 263,129,160 円, 補助対象経費 241,432,914 円)
- ・交付の目的 社会福祉法人等の負担を軽減し, 福祉施設等の整備の促進を図る。
- ・補助対象事業 次の福祉施設の新規整備事業

名 称	多機能型事業所 あさひ
所在地	竹原市下野町字大応 3356 番地 1
規模等	建物構造 鉄骨造 2 階建て 建築面積 793.67 m ² (延面積 1,259.57 m ²)
定 員	就労継続支援 B 型事業 24 人 就労移行支援事業 6 人 生活介護事業 20 人 短期入所事業 4 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理について, 次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

ア 次の工事請負契約における変更契約において, 特定建設資材の分別解体等があるにもかかわらず, 契約書に分別解体等の方法, 解体工事に要する費用等が明記されていなかった。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事 (本体工事)
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項

イ 次の工事請負契約における指名競争入札の業者選定において, 入札参加条件である業種別年間平均完成工事高の額が, 入札参加資格に達していない者を選定していた。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事 (その他工事)
根 拠	社会福祉施設整備マニュアル I 入札・契約 2 (2) 建設工事指名業者等選定要綱 (広島県) 第 5 条第 3 項

ウ 次の工事請負契約において、契約書に定めるところの発注者から受注者に通知すべき監理業務の担当者の氏名及び担当業務を書面で通知していなかった。

契約名	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事（本体工事） 障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あさひ建設工事（その他工事）
-----	---

38 社会福祉法人 芸北福祉会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 特別養護老人ホーム等の設置経営
- ・所在地 山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地
- ・理事長 小坂 眞治
- ・設立 昭和 48 年 2 月 23 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 24 年度老人福祉施設等施設整備費補助金を交付

(所管課 健康福祉局高齢者者支援課)

- ・補助額 75,600,000 円 (総事業費 628,698,000 円, 補助対象経費 381,521,839 円)
- ・交付の目的 社会福祉法人等の負担を軽減し, 老人福祉施設等の整備の促進を図る。

名 称	特別養護老人ホーム寿光園
所在地	山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地
概 要	(本館) 特別養護老人ホーム寿光園 ユニット型 (個室) 40 床のうち, 補助対象は 28 床 ・建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建て ・建築面積 1,577.33 m ² (延床面積 2,878.09 m ²) (解体撤去工事 建築面積 1,587.48 m ²)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に係る手続き等が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	特別養護老人ホーム寿光園 解体・本館新築工事
-----	------------------------

ア 発注者から町を經由し知事 (西部建設事務所長) へ行う分別解体等の計画等の届出が行われていなかった。

根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項
-----	----------------------------------

イ 契約書に, 分別解体等の方法, 解体工事に要する費用等が明記されていなかった。

根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項
-----	----------------------------------

39 学校法人 法輪学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 幼稚園の運営
- ・ 所在地 広島市安佐南区東野三丁目 3-23
- ・ 理事長 宮武 一瑩
- ・ 設立 昭和 52 年 2 月 28 日
- ・ 学校（幼稚園）の状況（平成 25 年 5 月 1 日現在）

区 分	園児数	教員数	職員数
ほうりん東野幼稚園	544 人	30 人	19 人
ほうりん廿日市幼稚園	208 人	10 人	7 人
ほうりん沼田幼稚園	293 人	16 人	11 人
ほうりん安幼稚園	208 人	11 人	5 人
ほうりんこころ幼稚園	309 人	14 人	4 人
計	1,562 人	81 人	46 人

(注) 教員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 24 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 249,642,000 円（総事業費 608,922,951 円，補助対象経費 417,421,464 円）
- ・ 交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成 24 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外とされている認定こども園における保育所部分に係る経費（公共料金・消耗品等）などが補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

40 学校法人 A I C J 鷗州学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 高等学校及び中学校の運営
- ・所在地 広島市安佐南区祇園二丁目 33 番 16 号
- ・理事長 藺部 明史
- ・設立 昭和 45 年 3 月 24 日
- ・学校の状況 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

区 分	生徒数等	教員数	職員数
A I C J 高等学校	373 人	35 人	4 人
A I C J 中学校	346 人	34 人	5 人
合 計	719 人	69 人	9 人

(注) 教員数, 職員数は, 非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 24 年度広島県私立学校振興費補助金 (經常費補助金・授業料等軽減補助金) を交付 (所管課 環境県民局学事課)

a 經常費補助金

- ・補助額 240,696,000 円 (総事業費 504,499,820 円, 補助対象経費 479,059,875 円)
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び中学校の運営に要する人件費等の経費

b 授業料等軽減補助金

- ・補助額 6,154,350 円 (総事業費 15,672,000 円, 補助対象経費 6,154,350 円)
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(イ) 平成 24 年度授業料減免事業支援特別経費補助金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・補助額 1,080,000 円 (総事業費 1,728,000 円, 補助対象経費 1,080,000 円)
- ・交付の目的 私立中学校の学資負担困難者に対する授業料の減免
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料の減免額

(ウ) 平成 24 年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・補助額 184,000 円 (総事業費 381,388 円, 補助対象経費 381,388 円)
- ・交付の目的 就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付
- ・補助対象経費 当法人の就学支援金に関する事務の執行に必要な経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

41 第26回全国菓子大博覧会・広島実行委員会

(1) 監査の概要

ア 団体の概要

- ・主な事業内容 第26回全国菓子大博覧会・広島の企画，準備，運営
- ・住所 広島市中区基町5番44号
- ・委員長 竹内 泰彦
- ・設立年月日 平成23年6月1日
- ・解散年月日 平成25年11月28日
- ・構成団体

団体数	団体名
24 団体	広島県菓子工業組合，社団法人広島県洋菓子協会，広島県，広島市，広島商工会議所，中国経済連合会，広島経済同友会，広島県経営者協会，広島県中小企業団体中央会，広島県中小企業家同友会，一般社団法人広島青年会議所，中国電力株式会社，株式会社中電工，西日本電信電話株式会社，西日本旅客鉄道株式会社，広島ガス株式会社，株式会社広島銀行，広島市信用組合，広島信用金庫，広島電鉄株式会社，マツダ株式会社，株式会社もみじ銀行，一般社団法人広島県観光連盟，公益財団法人広島観光コンベンションビューロー

イ 県の財政的援助等の状況

第26回全国菓子大博覧会・広島支援事業負担金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

・負担額

平成24年度 40,000,000円(総事業費579,022,458円，対象経費579,022,458円)

平成25年度 50,000,000円(総事業費1,091,456,547円，対象経費1,091,456,547円)

(収支決算に基づき，40,909,436円を精算戻入)

- ・交付の目的 地域の菓子産業の振興，観光・商業・農業等との連携及び会場整備・宿泊・交通・飲食・土産等の関連産業を通じた地域活性化を図る。

- ・対象経費 第26回全国菓子大博覧会・広島を開催するための事業の実施に要する経費

(2) 監査の結果

【意見】

会期終了後における入場券類の取扱いについて

監事監査の実施日以前に不用となった入場券や回収された半券等を全て古紙として売却していた。

これらについては収入等に係る確認資料の一つであることから，第26回全国菓子大博覧会・広島実行委員会会計規程において，その保存年限や廃棄の手続等を明確に規定しておく必要があった。

42 広島県高等学校体育連盟

(1) 監査の概要

ア 団体の概要

- ・主な事業内容 本県高等学校生徒の体育・スポーツ活動を推進し、健全なる普及促進を図るために次の事業を行う。
体育・スポーツに関する審議並びに調査研究
各種体育大会・講習会の開催並びに参加
体育関係諸機関との連絡・調整
- ・住 所 広島市中区基町4番1号 県立総合体育館内
- ・会 長 平盛 吉昭
- ・設立年月日 昭和24年5月19日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成24年度広島県高等学校体育連盟運営費に対する補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・補助額 250,000円
- ・交付の目的 保健体育関係団体の運営支援
- ・補助対象経費 事務費・本部事業費等に要する経費

(イ) 平成24年度中国高等学校選手権大会広島県開催競技大会補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・補助額 406,000円
- ・交付の目的 大会を通じた中国各県代表チーム・選手の交流と競技力向上
- ・補助対象経費 大会運営費

(ウ) 平成24年度高校生全国大会派遣費補助事業補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・補助額 9,187,000円
(総事業費 61,254,391円 補助対象経費 61,254,391円)
- ・交付の目的 県代表出場生徒の出場機会を広げ、本県のスポーツ振興及び競技力向上を図る
- ・補助対象経費 交通費・宿泊費

(エ) 平成24年度第50回広島県高等学校運動部活動研究大会事業補助金を交付

(所管課 教育委員会教育部スポーツ振興課)

- ・補助額 50,000円
- ・交付の目的 運動部活動指導者の資質向上と運動部活動の振興発展
- ・補助対象経費 大会開催経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

補助金の実績報告について

補助金の実績報告について，次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

補助金名	高校生全国大会派遣費補助事業補助金（平成 24 年度）
内 容	補助対象経費の算定基礎となる全国大会に参加する生徒の人数，宿泊費単価の一部を誤って算定し実績報告を行ったため，県からの交付額が過大となっていた。

43 株式会社エコログ・リサイクリング・ジャパン

(1) 機関の概要

ア 監査対象機関の概要

- ・法人名 株式会社エコログ・リサイクリング・ジャパン
- ・主な事業内容 ポリエステルの製造・再生加工並びに販売，繊維リサイクリングネットワークの運営
- ・所在地 福山市草戸町三丁目12-5
- ・代表取締役 和田 顕男
- ・設立 平成6年3月4日

イ 県の財政的援助等の状況

- ・補助金の名称 平成24年度広島県産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費補助金（所管課 環境県民局循環型社会課）
- ・補助額 13,968,000円（総事業費21,069,738円，補助対象経費20,953,023円）
- ・交付の目的 本県資源循環型産業の創生及び振興を図ることを目的として，県内中小企業者が行う，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルにつながる研究開発等の経費に対し，予算の範囲内において補助金を交付する。
- ・補助対象経費 研究開発に要する経費（機械装置，工具器具費，外注委託費，産学等連携費，直接人件費，諸経費）
- ・補助対象内容 廃棄白衣等繊維製品由来の再生PET樹脂を原料とした感染性医療廃棄物回収容器等射出形成技術研究開発

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

44 安芸北森林組合

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田 2124 番地 2
- ・ 代表理事組合長 岡川 元春
- ・ 設立 昭和 45 年 2 月 3 日 (高田郡森林組合)
- ・ 組織再編 平成 24 年 4 月 1 日 高田郡・山県両森林組合が合併
安芸北森林組合に組織再編

イ 県の財政的援助等の状況

森林環境保全直接支援事業補助金(造林事業補助金)を交付(所管課:農林水産局林業課)

- ・ 補 助 額 107,249,440 円
- ・ 交 付 の 目 的 森林の有する多面的機能の高度な発揮を推進
- ・ 補助対象経費 下刈・枝打ち・除伐・間伐などの作業及び防護柵・森林作業道の設置に要した
経費の一部

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

45 公益財団法人 広島県私立幼稚園連盟

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 私立幼稚園における教育環境の充実及び向上に資する事業。
県民の就園機会を確保するための支援を行う事業。
その他法人の目的を達成するために必要な事業。
- ・ 住所 広島市東区光町一丁目 15 番 21 号
- ・ 理事長 米川 晃
- ・ 設立 昭和 29 年 7 月 21 日
- ・ 職員数 4 名
- ・ 私立幼稚園連盟の加盟園及び園児数

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

区 分	園数	園児数
学校法人立	194	29,063 人
社会福祉法人立	2	62 人
宗教法人立	3	373 人
個人立	4	275 人
合 計	203	29,773 人

イ 県の財政的援助等の状況

平成 24 年度広島県私立学校振興費補助金（私立幼稚園連盟補助金、私学振興資金利子補給事業補助金、退職金掛金補助金）を交付（所管課 環境県民局学事課）

(ア) 私立幼稚園連盟補助金

- ・ 補 助 額 1,500,000 円（総事業費 15,587,738 円，補助対象経費 8,242,696 円）
- ・ 交 付 の 目 的 幼稚園の教職員の資質及び教育条件の向上を図り，幼児教育の充実に資する。
- ・ 補助対象経費 研修事業に要する経費

(イ) 私学振興資金利子補給事業補助金

- ・ 補 助 額 6,133,000 円（総事業費 6,133,000 円，補助対象経費 6,133,000 円）
- ・ 交 付 の 目 的 私立学校の施設・設備の整備充実を促進し，私立学校の振興を図る。
- ・ 補助対象経費 私立学校の設置者が設置する私立学校の施設・設備の整備等のため，金融機関等から借入を行った場合にその利息の一部を助成するため，公益財団法人広島県私立幼稚園連盟が行う利子の補給事業に要する経費

(ウ) 退職金掛金補助金

- ・ 補 助 額 102,225,360 円（総事業費 408,901,440 円，補助対象経費 102,225,360 円）
- ・ 交 付 の 目 的 私立学校教職員の福祉を増進し，私立学校の振興に資する。
- ・ 補助対象経費 退職金掛金の軽減額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

46 広島県農業会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 農地法等に基づく市町農業委員会等からの諮問に対する答申
農業委員会業務の支援（農業委員会法）
県農業施策への建議（農業委員会法）
農地の有効利用（農業委員会法・農業経営基盤強化促進法）
農業経営体の育成（農業委員会法・農業経営基盤強化促進法）
認定農業者等への経営改善支援（農業委員会法・農業経営基盤強化促進法）
農業者年金事業の普及・推進（農業者年金基金法）
農業者年金加入者への相談活動（農業者年金基金法）
- ・ 所在地 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・ 会長 藏田 義雄
- ・ 設立 昭和29年8月24日

イ 県の財政援助等の状況

平成24年度農業委員会交付金等（農業会議会議員手当等負担金, 農地制度実施円滑化事業費補助金）を交付

（所管課 農林水産部農業技術課）

- ・ 交付金等額 30,269,000円（対象経費38,896,648円）
- ・ 交付の目的 農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り, 農民の地位の向上に寄与する。
- ・ 対象経費 農地法（昭和27年法律第229号）によりその所掌に属された事項の処理に要する会議員手当（常任会議員会議等）, 職員の給与費（俸給等）及び法定福利費（厚生年金保険料, 特例業務負担金及び労災保険料）
農地法に基づく事務の適正実施に関する事務に要する経費
農地の有効利用を図るための事務に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

47 株式会社 県民の浜蒲刈

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 県立県民の浜（輝きの館等）及びかまがり温泉やすらぎの館等の指定管理者業務
- ・ 住所 呉市蒲刈町大浦字前沖浦 7605 番地
- ・ 代表取締役 柴崎 龍雄
- ・ 設立 平成 16 年 4 月 27 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立県民の浜
- ・ 指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額
なし
- ・ 指定期間に係る納付金の額
平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 7,500,000 円
(うち、平成 24 年度納付金 1,500,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況（平成 24 年度）

区 分		人数
輝 き の 館	宿泊	10,324
	一時利用	9,311
	レストラン	21,794
テニスコート		1,350
海水浴場		25,653
合 計		68,432

ウ 県の財政援助等の状況

平成 24 年度県立県民の浜の利用料金の減免に伴う負担金を交付
(所管課 環境県民局自然環境課)

- ・ 負担金の額 1,124,450 円 (対象経費 1,124,450 円)
- ・ 交付の目的 指定管理者が減免した県立県民の浜の利用料金を負担する
- ・ 対象経費 県立県民の浜の利用料金の減免額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

48 一般財団法人 野呂山観光開発公社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 野呂山公園施設等指定管理者業務
- ・住所 呉市川尻町板休 5502 番 37
- ・理事長 渡邊 正弘
- ・設立 昭和 43 年 4 月 30 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 野呂山公園施設
- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 19,740,000 円
(うち、平成 24 年度管理費用 3,948,000 円)
- ・主な施設管理 オートキャンプ場、公衆便所、休憩所、展望台、歩道、園地など
- ・所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況 (平成 24 年度)

(単位：人)

区 分		利用者数
オートキャンプ場	宿泊利用	3,188
	一時使用	1,871
シャワー		747
合 計		5,806

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

49 フジタビルメンテナンス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ビル・マンションの管理等
- ・住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番10号
(広島支店：広島市中区中町8番6号 フジタビル8階)
- ・代表取締役社長 道井 美一
- ・設立 昭和63年4月20日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番
- ・指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成21年4月1日～平成26年3月31日
23,215,000円
〔うち、平成24年度管理費用（実績額）4,643,000円〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C)
平成24年度末	60	59	0	98.3
平成25年11月末日現在	60	60	0	100

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

50 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注等
- ・住 所 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・理事長 澤田 英治
- ・設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設の名称 県営住宅 第二・第三平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜
- ・指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
31,711,000 円（うち、緊急修繕費 0 円）
〔うち、平成 24 年度管理費用（実績額）8,158,000 円〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B / (A - C)
平成 24 年度末	110	108	1	99.1
平成 25 年 11 月末日現在	110	107	1	98.2

※Cの政策空家は行政財産使用（福島県からの避難者住宅）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。